

地上デジタル放送受信のための支援について

地上デジタル放送をご覧になるには…

平成23年7月24日まで
に今までのテレビ放送
(地上アナログ放送)は
終了します。

- それまでに皆さまのテレビを「地上デジタル放送」対応に換えていただく必要があります。
- 地上デジタル放送をご覧になるには、地上デジタル放送に対応しているテレビに買い換えるか、お手持ちのアナログテレビに外付けの地上デジタル放送対応チューナーを購入して接続する必要があります(ケーブルテレビなどをご利用の場合は上記と異なる場合があります)。

どのような支援なのですか？

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送がまだご覧になれない方に対して、簡易な地上デジタル放送対応チューナー(以下、簡易なチューナー)の無償給付などの支援を行います。

誰が支援を受けられるのですか？

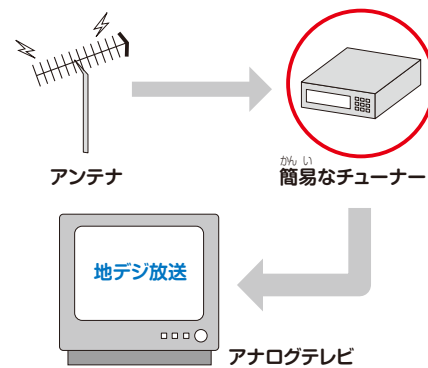
右のいずれかに該当
し、NHKの放送受信料
が全額免除となってい
る世帯です。

- ①生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- ②障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
- ③社会福祉事業施設に入所されている方

※既に地上デジタル放送がご覧になれる世帯は、支援を受けられませんのでご注意願います。
(共同受信施設などで平成21年4月以降に工事を行った場合には、支援の対象となることがあります。)

支援の内容は？

- ①簡易なチューナーを無償で給付します(※テレビは給付しません)。
 - 簡易なチューナーを無償給付することにより、現在ご利用中のテレビ(アナログテレビ1台)で地上デジタル放送をご覧になれます。簡易なチューナーは、基本的にお住まいまで訪問して設置し、操作説明を行います。
- ②アンテナ工事などが必要な場合は無償で工事を行います。
 - 簡易なチューナーの設置のみで地上デジタル放送がご覧になれない場合は、屋外アンテナなどの無償改修を行います。また、共同受信施設またはケーブルテレビをご覧になっている世帯の改修経費なども負担します。



支援受付期間

平成21年10月1日～平成21年12月28日(消印有効)[平成21年度分]

支援の申込先は？

下記により申込書を入手の上、総務省 地デジチューナー支援実施センターに送付してください。

支援の申込書の
入手方法

- ①総務省 地デジチューナー支援実施センターからお問い合わせに応じて送付します。
- ②申込書は、各市区町村およびお近くのNHKの窓口を用意している場合もあります。

※なお、平成21年8月末時点で、NHKの放送受信料が全額免除の世帯には、NHKから放送受信料全額免除証明書とともに支援の申込書などが送付されます。



注意していただきたい点について

- 支援**を受けるには、NHKと放送受信契約を結び、受信料の全額免除を受けることが必要です。早めの手続きなどをお願いします。
- ご自身で購入したチューナー、アンテナなどの清算はできませんのでご注意ください。
- 共同受信施設の世帯が負担する改修経費への支援は、施設の設置者(管理者)の協力をいただくことが原則となります。その上で、見積書などの工事関係書類や、請求書(または領収書)などの確認するための書類が必要となります。(ケーブルテレビの場合も同様です。)
- 地上デジタル放送が始まっていない地域は、地上デジタル放送開始後に支援を行うこととなります



悪質商法にご注意ください!

この支援による簡易なチューナーの給付、
アンテナの工事などについて費用を請求することはありません。

テレビ調査員や工事業者を名乗って不正請求を行ったり、郵便による振り込め詐欺(架空請求)を行った
りする例が起きています。地上デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報にもとづいて関連商
品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。

地上デジタル放送受信のための支援に関する問い合わせ先

総務省 地デジチューナー支援実施センター
<http://www.chidejishien.jp>

ナビダイヤル: **0570-033840**
FAX: **044-966-8719**

左記の番号が利用できない場合は
TEL: **044-969-5425**

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時(土・日・祝日は午前9時～午後6時)

NHKの放送受信契約や免除に関する問い合わせ先

NHK 視聴者コールセンター
<http://www.nhk.or.jp/jushinryo/>

ナビダイヤル: **0570-000588**
FAX: **044-888-4340**

左記の番号が利用できない場合は
TEL: **044-871-8441**

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時(土・日・祝日は午前9時～午後6時)

総務省 地デジチューナー支援実施センター

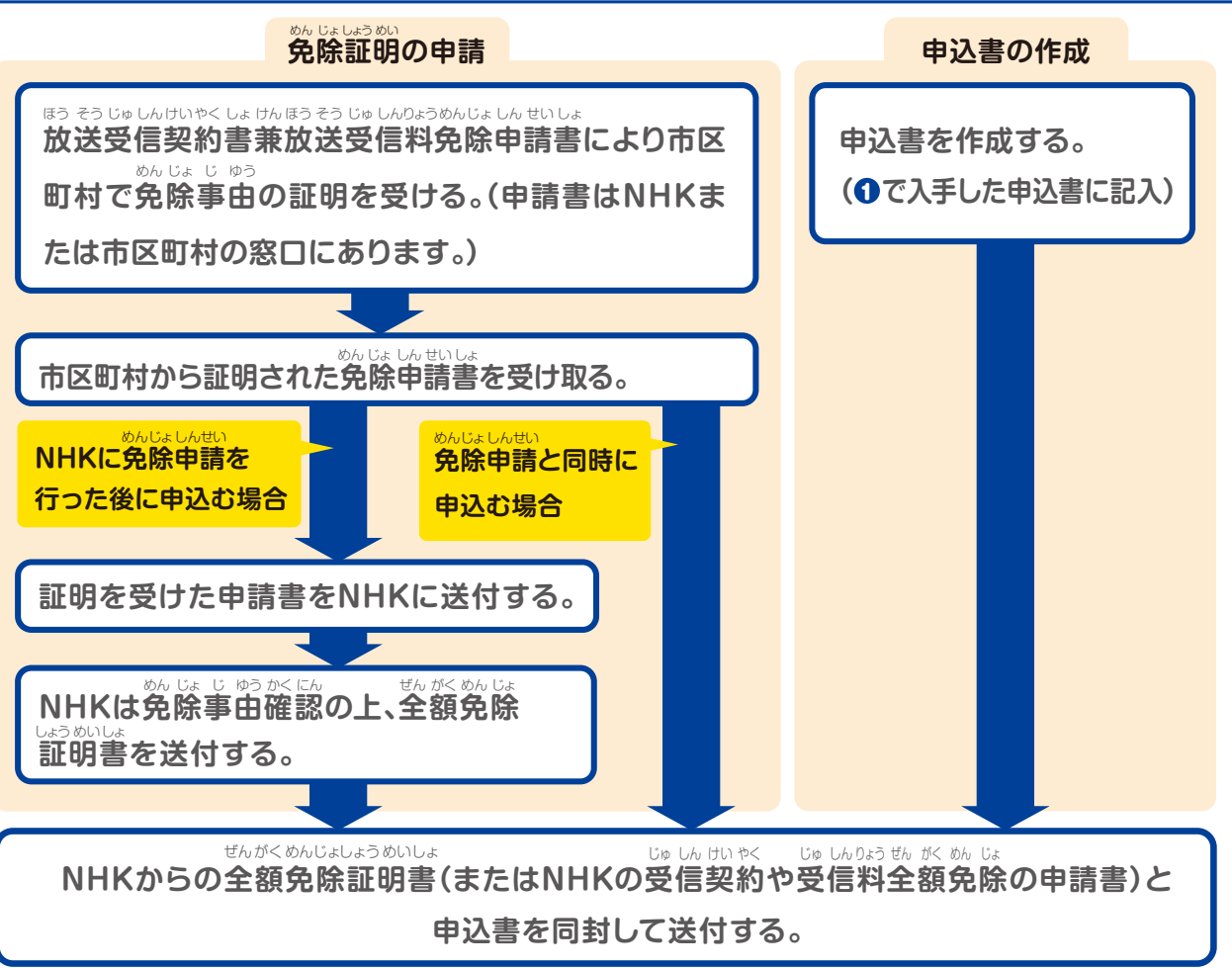
申込手続きの流れ

- 1 支援の申込書の入手方法**
- ①総務省 地デジチューナー支援実施センターからお問い合わせに応じて送付します。
 - ②申込書は、各市区町村および近くのNHKの窓口を用意している場合もあります。
- ※なお、平成21年8月末時点で、NHKの放送受信料が全額免除の世帯には、NHKから放送受信料全額免除証明書とともに支援の申込書などが送付されます。

2-1 すでに放送受信料が免除されていて、NHKから受信料全額免除証明書が届いている世帯



2-2 放送受信契約をしていない世帯または放送受信契約はしているが受信料免除の申請をしていない世帯



(支援工事に関してお願いしたいこと)

- 申込が集中した場合、申込書に不備があった場合、支援の実施までに時間がかかることがあります。
- 平成21年度の支援工事件数に限りがありますので、実際の工事については来年度以降になる場合もあります。
- 申込書に市区町村から証明を受けた免除申請書を同封して申請する場合に比べ、NHKに免除申請を行った後に全額免除証明書を同封して申請する場合の方が、支援の実施が早くなる場合があります。

地上デジタル放送受信のための支援 申込などに関する問い合わせ先

総務省 地デジチューナー支援実施センター
<http://www.chidejishien.jp>

ナビダイヤル: **0570-033840** 左記の番号が利用できない場合は
FAX: **044-966-8719** TEL: **044-969-5425**

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時(土・日・祝日は午前9時～午後6時)

NHKの放送受信契約や免除に関する問い合わせ先

NHK 視聴者コールセンター
<http://www.nhk.or.jp/jushinryo/>

ナビダイヤル: **0570-000588** 左記の番号が利用できない場合は
FAX: **044-888-4340** TEL: **044-871-8441**

【受付時間】 平日 午前9時～午後9時(土・日・祝日は午前9時～午後6時)

悪質商法にご注意ください!

この支援による簡易なチューナーの給付、
アンテナの工事などについて費用を請求することはありません。

テレビ調査員や工事業者を名乗って不正請求を行ったり、郵便による振り込め詐欺(架空請求)を行ったりする例が起きています。地上デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報にもとづいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。

総務省 地デジチューナー支援実施センター

経済的な理由で地上デジタル放送が まだ受信できない方に

地上デジタル放送 簡易チューナーを 無償給付します。

～地上デジタル放送受信のための支援～

生活保護などの
公的扶助を
受けている世帯

障がい者がいる
世帯で、かつ世帯
全員が市町村民
税非課税の措置を
受けている世帯

社会福祉事業施設
に入所されていて自ら
テレビを持ち込んで
いる世帯

上記の世帯の中でNHKの受信料が全額免除されている世帯が対象です。

【申込受付期間】平成21年10月1日～平成21年12月28日(消印有効)【平成21年度分】

この支援により、今お持ちのアナログテレビで
平成23年7月以降もテレビ放送が視聴できるようになります!

詳しくは中面へ

総務省 地デジチューナー支援実施センター

地上デジタル放送受信のための 支援のご案内

今までのテレビ放送(地上アナログ放送)は、平成23年7月24日で終了します。
それまでに皆さまのテレビを「地上デジタル放送」対応にかえていただく必要があります。

総務省では経済的な理由で地上デジタル放送がまだ受信できない方
に対して、簡易なチューナーの無償給付などの支援を行います。

支援を受けられるのは、以下のいずれかに該当し、
NHKの放送受信料が全額免除となっている世帯です。

- ①生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- ②障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
- ③社会福祉事業施設に入所されていて、自らテレビを持ち込んでいる世帯

なお、既に地上デジタル放送が視聴できる環境にある世帯については、本支援の対象外です。
(共同受信施設などで平成21年4月以降に工事を行った場合には、支援の対象となることがあります。)

支援の内容

●簡易なチューナーを無償で給付します。(テレビは給付しません。)

簡易なチューナーを無償給付することにより、現在ご利用中のテレビ(アナログテレビ1台)で地上デジタル放送を
ご覧になれます。簡易なチューナーは、基本的にお住まいまで訪問して設置し、操作説明を行います。

●アンテナ工事などが必要な場合はその支援を行います。

簡易なチューナーの設置のみで地上デジタル放送がご覧になれない場合は、屋外アンテナなどの無償改修を
行います。また、共同受信施設またはケーブルテレビをご覧になっている世帯の改修経費なども負担します。

●支援は現物給付です。ご自身で購入したチューナー、アンテナなどの清算はできません。

●共同受信施設の改修経費、ケーブルテレビ移行の初期費用などが必要になる場合には、その費用
を負担します。なお、共同受信施設の各世帯が負担する改修経費への支援は、施設の設置者
(管理者)の協力をいただくことが原則となります。そのうえで見積書などの工事関係書類や、
請求書(または領収書)などの確認するための書類が必要となります。(ケーブルテレビの場合も同様です。)

●支援を受けるには、NHKと放送受信契約を結び、受信料の全額免除を受けることが必要です。
早めの手続きをお願いします。

●地上デジタル放送が始まっていない地域の方は、地上デジタル放送開始後に支援を行うことになります。

ご注意ください! 受信方法により 支援までの流れが異なります。

地上デジタル放送の受信方法は、大きく分けて ①世帯ごとに個別のアンテナで受信する場合 ②アパートなどで複数の世帯が共同のアンテナなどで受信する場合 ③ケーブルテレビで受
信する場合の3つがあります。受信方法の違いにより、支援までの流れが異なりますのでご注意 ください。

